

平成 27 年第 2 回 安芸太田町総合教育会議 会議録

招 集 年 月 日	平成 27 年 10 月 23 日 (金)	
招 集 場 所	川・森・文化・交流センター 3 階 エコ学習室	
開 閉 会 日 時	開 会	平成 27 年 10 月 23 日 (金) 午後 3 時 00 分
	閉 会	平成 27 年 10 月 23 日 (金) 午後 3 時 55 分
出 席 ・ 欠 席 者	出席者	小坂真治・二見吉康・清胤祐子・河野義文・池野博文
	欠席者	正山幸夫
職務により会議に出席した者	教育次長	國本育宏
	生涯学習課長	佐々木昭三
	学校教育課長	片山豊和
	主幹	沖本直樹
	主幹	萩原英子
会議に付した事件及び採決結果		
報告協議事項	・安芸太田町学校適正配置について	

【 議 事 録 】

(午後 3 時 00 分開会)

町長)

只今から第 2 回安芸太田町総合教育会議を開催します。

本日の会議は、同会議の設置及び運営規則の第三条第 1 項及び第 2 項の規定により、教育委員の皆様から緊急事案としての召集の要請がありましたので急遽お集まりいただきました。

本日の出席は 5 名ですので過半数に達し、成立しております。

なお、同規則の第 4 条の規定により、会議は原則公開としておりますが、異議ございませんか。

委員)

異議なし。

町長)

本日の議題は、学校適正配置基本方針について協議させていただきます。

今日協議いただくことは、我々が進めています第 3 次の計画です。ハード面の執行については目途が立ちつつありますが、今この時期におきまして、それぞれの適正配置の対象の学校がどの地域の学校に行こうかということで、今、殿賀地区から強い思いの意見をいただいているところでございます。そのことを本日の総合教育会議においてご審議いただき適切な方向性を出したいと考えております。

それでは、事務局から経過の報告をお願いします。

次長)

それでは、安芸太田町学校適正配置について資料に基づいて経過を御説明します。

【資料による説明】

1 経過

(1) 殿賀小学校統合対策委員会より、10月21日付けで教育長宛に殿賀小学校の統合について（告知）を提出。（別紙読み上げる）

結論：殿賀小学校は（仮称）安芸太田町東小学校拠点校に統合する。統合年次は平成28年度とする。

理由・背景

統合に向けての要望事項

- ①安芸太田東小学校統合準備会への参画。
- ②記念誌「(仮称) 殿賀小学校廃坑記念誌」発刊への助成
- ③統合による児童の通学支援措置並びに殿賀中学校統合時における統合条件である通学支援の復活。
- ④統合号の校舎等施設の後利用対策への積極的支援。
- ⑤国交省の小学校プール補償金の地域活性化への有効利用。

(2) 教育委員会のこれまでの協議骨子（4/1. 4/22に協議）

3/30殿賀小学校統合対策委員会の報告を受けて、「教育委員会としては一部修正を最終判断として、基本方針を堅持し理解を求める努力をする。」

6/29殿賀小学校統合対策委員会との協議を受けて、「全学年対象の期限付きの弾力化であれば、基本方針の変更なしの対応となる。」とした。

町長)

それでは、協議に入ります。先ほどの報告の確認、質問事項を踏まえて殿賀地域からの要請・要望について御審議いただきたいと思えます。

河野委員)

殿賀地域から出ている文書にある「要望事項」についてですが、教育長宛に出ているわけですが、この中で教育委員会が直接関与している事項がありますか。

学校教育課長)

教育委員会が対応する事項としては、①統合準備委員会はそれに当たります。②の記念誌については、津浪・修道については教育委員会より予算要求して予算化しておりますので殿賀の場合も教育委員会対応になると思えます。③通学支援に関しても、スクールバスにするのか遠距離通学費にするのか等の内容によりますが教育委員会での対応になります。④の跡地利用対策の積極的支援については、複数の課が関係することになります。統合準備委員会の中で協議をするのは教育委員会です。廃校措置を行う4月1日以降については普通財産となるので財産管理は総務課となります。合わせて集会施設などの改装や改築につきましては地域づくり課となります。⑤のプールについても、④と同様複数の課が関係します。これも4月1日以降は普通財産となり、総務課管轄の施設となります。例えばプールを実際に動かすということになれば生涯学習課が関わってまいります。また跡地利用も含めた場合は地域づくり課が関与することになります。

河野委員)

わかりました。もう一つ ③の殿賀中学校統合時における統合条件とはどのようなものなのでしょうか。今も続いているということによろしいのでしょうか。

次長)

この件については、殿賀中学校が加計中学校と統合した際の通学支援ということで旧加計町時代に行っておりました。町村合併の合併協議の時にこの件について、旧町村の均衡化を図るということで打ち切りました。ただその時に在学している生徒さんについては卒業まで支援するという形をとり段階的に打ち切らせてもらいました。戸河内・筒賀地区と均衡をとるということで段階的に削減していきました。

教育長)

つまり距離数が町の基準で行くと対象にならなくなるということです。殿賀と加計の間が近いから、対象にならない場合が出てくるわけです。例えば中学校の基準は6キロ以上ですが、殿賀はその中に入ってしまう、対象外になってしまったわけです。

河野委員)

安芸太田東小学校に行くとなるとその辺りはどうなるのですか。

次長)

基本方針に記述しているのですが、統合に伴う通学手段は基本的にはスクールバスで対応するとしています。具体例で言いますと、津浪小学校についてはスクールバスで対応します。できるだけ経費が少なくなるように小学生と中学生を同じバスで登校し、帰りはどうしても小・中学生は下校時間が異なりますので、2便で行くことにしています。殿賀小学校についてもこのように原則スクールバスで対応したいと考えています。

河野委員)

ということは、支援の復活は解決できるということですか。

学校教育課長)

殿賀小学校についてはスクールバス対応ということになります。しかし殿賀中学校については、扱いについて整理が必要だと思います。現在の加計中学校の校区は、殿賀を含んだ地域です。「統合条件」という言い方になると中学校については変更がないわけですからその辺りは難しいかと思えます。しかし、同じルートを通るのであれば中学生がそれに乗ることについては今後の協議で決めていくことになると思います。

教育長)

津浪小も小学校が統合することで小学生のスクールバスを運行する、それと同時にせっかく走るからということで、現在坪野の中学生が乗っているように津浪地区の中学生も同じバスに乗ることができるように拡大しているわけです。同じように殿賀の中学生をどうするかについては、津浪の例を基に判断することになると思います。小学生の統合によって中学生も恩恵と受けるということも在りうることになります。

池野委員)

現行は、津浪の中学生は自転車で来ているわけですから、そうすると、津浪は中学生もバスに乗れて、殿賀はできないというのは良くないですね。

河野委員)

先日スクールバスの試験運転をされました。その際、津浪の中学生が乗ってきたのでそれができるのであれば殿賀もそうすればよいと思い、気になっていたので質問しました。

次長)

もう1点、津浪地区の中学生については、現在は修道安野地区のご理解を得て、修道一加計中を結ぶスクールバスに乗って通学してもらっています。小学校の統合によってその利便性がなくなるというのはいかがなものかと考え、この度小学校のスクールバスに乗ってもらうようにしています。

町長)

その他ご意見はありませんか。

池野委員)

今回、殿賀の小学生が安芸太田東小に来たいという意向があるわけですが、この件については、これまで弾力化で整理してきたものではなく、弾力化以前の問題であり統合先を安芸太田東小にとしています。そのことについて町長のお考えをお聞かせください。

町長)

今回の第三次の計画も子供たちの学習する環境を整えるという大きな課題と、もう一方では耐震化をしていく取組を始めました。そうした意味で、第三次計画を示したわけです。子供たちの教育環境という点でいうとまずは適正規模です。いつも地元でも説明するのは許される通学時間との関係です。修道からの時間が限界だろう、小坂からの時間が限界だろうと考えています。今、ハード面の整備を進めていることはこのことと合致すると思います。冒頭に言いましたように今、教育環境の整備という点で適正な数の規模を考えたと

き、殿賀の子供が加計に行くことによって、想定している筒賀の小学校の児童数が減ります。ついては筒賀中学校の生徒数が減るということです。今の手元の推計では筒賀小学校は50名を超える時期が来るとあります。それなら我々が想定している規模の確保できると私は思います。これらのことから、来年の春を統合期限して、殿賀地区をご理解いただいていることを前提に、教育委員会議で協議いただき、私としてはこのことを許容したいというのが率直な思いです。

そうなったとき、今後はおそらく上殿地区が同じような主張・要望をされる可能性は大いにあると思います。

河野委員)

過去の経緯を見ても、色々説明や協議をしてきました。例えば津浪や修道にしても諸手を挙げて賛成というわけではない。これも色々な協議の中で(統合も)よかろうという考えになってきたのだと思います。計画があって、様々協議を重ねる中で、お互いに前向きな協議としてある程度合意に達するような案も必要なのではないかと、つまり一部修正やむなしということもあろうかと思えます。

ただ、殿賀の話によって、このことが後のことを進めるために、良い方へ進むものかあるいは後退していくのか等々、最終的には判断が必要だと思えます。

町長)

もう1点、筒賀地域には、上殿や殿賀地域の子供たちが来て賑やかになる、そしてその子供たちが卒業して筒賀中学校に行ってくれるという期待感は相当大きいものをお持ちだと思うのです。そのことが上殿、殿賀が実現できなかった時の喪失感は大きいものだろうと想像しなくてはいけないと思えます。その上でこれからの取組が必要だろうと思えます。

河野委員)

上殿も筒賀に行かない、殿賀も行かないとなると、児童数は維持できるとしても、筒賀小は現行のままということになります。適正配置においてもそのままということになる。その場合は、学校環境をしっかり用意し特色ある学校づくりでやっていくしかないかもしれません。そうしないと加計地区の方が廃校に涙しながら今の状況でやっていこうとしているのに、そちらが揺らいできてしまうかもしれない。

自分としては、一部修正と受け止めています。弾力化ではなくて、殿賀地区は安芸太田東小へというのやむなしと思えます。計画を協議する中で出て来たものであると理解しています。

池野委員)

私は逆に残念なことだと思えます。修正ではなく、基本的には計画の変更だと思えます。この計画は、安芸太田の子供たちをどう育てるかという命題の中で作られてきたものであり、地理的なものも判断し、旧町村のしがらみにとらわれずに3つの案(小学校3校、中学校2校)となったわけです。しかしやはりしがらみはあるのです。現実問題として。しがらみというか、経緯というのが適切かもしれません。もちろん心情としては理解できます。しかし例えば、筒賀地区に筒賀・上殿・殿賀の子供たちが集まるというのは、合併時の理想の実現の一つの表れだと思います。それが出来ないというのは非常に残念だけれども、一方で待ったなしの耐震化もあり、手段としての教育環境を確保するというのもあるので、この辺である程度やむなしとも思えます。

河野委員)

池野委員と少し意見が違ふところは、合併時に一緒になろうと3町村が合併したわけだが、しがらみはいっぱいある。反対されている方はそれは当然強いはず。よそへは行かないという気持ちでしょう。そのあたりをどこかが整理していかないと立ち行かなくなってしまう。

池野委員)

確かに過渡期にはそういうこともあるのだと残念なところではあります。

清胤委員)

教育委員会としては、旧町村の壁がとれて10年あまり。一番理想的に安芸太田町の子供たちが健全に教育を受けられるということを考えています。個々の利益を考えれば難しい点がありますが、大きな視点から基本方針を立てたわけです。しかし、それに対してそれぞれの地域から要望が上がってきました。殿賀小学校区の事例を考えると、学校存続の強い願いはあるものの一日も速やかな適正配置を推進すべきという観点から、子供たちの教育を最優先に考えてくださっているということが私たち教育委員会にも強く伝わってきます。ですから、殿賀小学校区の方の思いがそうであるなら、もちろん無視することはできません。私たちの理想する形は示させていただいたけれども、また、筒賀地区の皆様には大変寂しい思いをさせることになってしまいますが、殿賀小学校区に関しては一部修正せざるを得ないかと思ひます。

河野委員)

もともと基本計画では、児童数の推移等を鑑み、3つの地区での計画を示したのだが、そもそもそうした時点で、加計・戸河内・筒賀という感じになってしまう。そうすると殿賀地区は加計地区へという思いを持つのは当然だったのではないのでしょうか。結果として3つ残したこと自体が壁を残したことになる。場合によってはそれについて異論がある人の意見をしっかりと聞いて、そこだけは弾力化で認めざるを得ないのではないかと思ひます。

教育長)

この計画の中で、上殿・筒賀・殿賀は旧町村の枠を超えて一体的な学校を作っていくというまさに合併10年を迎えるときに非常に意義のある計画だと思ひています。戸河内のこども園に殿賀が合流し、現在でも戸河内こども園には、筒賀や戸河内、殿賀の子供たちがたくさんいます。すでに就学前の段階で新たな交流、混成ができています。そういう保護者のつながりもあります。そういう点で保育所、子ども園、小学校、中学校と連携した営みができるのではないかという考えが根底にあります。決して数合わせではなく、生活の実態に応じた計画だと私自身は思ひています。しかし今おっしゃるように3つの町村の歴史的な経過と言うものをつかみ切れていなかったと言わざるを得ないと思ひます。

もう一つはこれまでやってきて、西部地区で十分理解を得られていない、願わくば存続してほしいという思いの一方で、殿賀の方は非常に厳しい決断をされたと思ひています。子供の教育環境を作ってやるという一心から、どこの学校も残してほしいという願いを持ちつつも非常に早い時期から学校を閉じるとされた思いをなんとか1年先延ばしにならないようにする方法はないものかと私は思ひます。そういう意味で殿賀地域の決断をどうやって実現できるかということで、弾力化もありましたが、地域住民の方との話に10月8日に行かせていただきましたが強い思いを感じ、ここは我々としても考えていかなければいけないと考えています。

河野委員)

今、教育長が言われたようにこのことを判断されるのに、西部地区に出てくる課題というのはどう思われますか。私は大きな決断だと思いますが。

町長)

これまで、西部地域の小学校・中学校の統合に向けての準備会の呼びかけを事務局から盛んに関係PTAにお願いしていますが、なかなか具体的な日程が固まらないうと聞いています。ということは来年の4月に向けて適正配置を実現するには、12月議会に条例として学校区をまとめる必要があります。12月までに西部地区の小学校の話がどこまで進むのかは大変心配しています。

また、ご存じと思いますが、訴訟が始まり、訴状を受け取ったという状況です。それに左右されるということはないようにと思っています。それはそれとして、西部地区の小学校・中学校の統合準備会の呼びかけは引き続きやって行きたいと考えています。しかし、客観的な状況の中で、なかなか難しいだろうという判断をせざるを得ないというのが正直なところです。

それともう一つ、殿賀の子供たちが筒賀地域の小学校・中学校に行くというのは大変厳しい状況になるだろうということです。それと連動して我々が一部修正をしたときに、反対される方々、訴訟をしておられる方々がある意味一歩前へ進んだというような強い思いをPRされる道具になりうるという可能性は想定しておかなければならないと思います。と言う中で、大変厳しい判断だとは思いますが。

河野委員)

私たちの立場では、教育の面での議論をしてきておりますが、理解をしてもらうという意味でも予算面でもそういう形で進めていくことが必要だということを説明していかないといけないということですね。

町長)

6月の議会で、筒賀の予算について十分な理解ができていないと考え、議案の上げ下げを行いました。結果的に最終議決は9対2でした。これは我々は計画を進めて行かなければならないという議会の判断と受け止めなければならないと思います。殿賀の方の断腸の思いというのは私も分かります。それを受け入れていくことが必要かと思えます。

河野委員)

上殿小の子供たちはどうなるのですか。

教育長)

条例で通学区域を変更しない限りは現状のままです。

河野委員)

学校教育環境、例えば教員の数などは大丈夫なのですか。

教育長)

手順で行くとすでに10月1日の児童生徒数によって来年度の学校数の報告をしなければなりません。これまでは1年ぐらい前の段階で最終的に統合するという事で地域との協議を行い、最後は協定書という形で統合の確約を取るという形です。必ず統合することでやってきましたから、条例改正は2月の最後、3月議会の中で行って来ました。しか

しこのように混沌とした状況では、3月議会で条例提案することはできません。そこまで県教委との信頼関係はできていないと思います。12月議会で条例改正をし、その時点での確約を取ることができないと人事に反映できません。そこで条例改正できなかった学校については、来年4月は存続という形で人事異動をしなければなりません。教員定数もその時点での確保となります。

河野委員)

それはハード面、校舎等についても同じですか。

教育長)

戸河内中学校については待ったなしなのです。上殿小学校は対象外ということで調査はしていません。

河野委員)

つまり、耐震化はできていませんがそこで勉強してくださいということですか。

町長)

上殿小については、殿賀小がこのような流れになると上殿小も新しい意見が出るのではないかという一つの心配があります。現在においても地元の小中一貫校を作ってほしいという願いということで基本的には来年春の統合という話は耳にしていない。

戸河内中学校は耐震基準を満たしていません。発注の準備をしていますが、来年の春に向けて引き続き、保護者や地域に話をし、来年の4月に合意がいただけるような取組をしていなければならないといけないと思います。

清胤委員)

学校訪問を繰り返す中で、教育委員として一番心配なのは、筒賀中学校の人数の少なさです。中学校としての機能を果たせないほどの少なさだと思います。それから戸河内中学校の耐震化問題。この2つです。殿賀小学校については先ほど私の見解を申し上げたとおりですが、来年度以降筒賀中学校に生徒が増えないこと、来年は10人だったと思いますが、それが非常に心配です。それと戸河内中学校の耐震化の問題です。

今現在こうして裁判も話出ているので、すぐに統合はできないのは分かりますが、何か一時的でも生徒たちが一緒に過ごすというようなことはできないもののでしょうか。戸河内中学校の耐震化、筒賀中学校の生徒の数の問題・・・本当に心配しています。

町長)

12月と言うのは大変期間が短く、厳しい状況ですが、とりわけ西部地区中学校については、何としても取組んでいかなければならないと思っています。

清胤委員)

ぜひ町長さんがリーダーシップを取っていただき、ぜひお願いします。

町長)

訴訟もありますし、まだまだPTAの中にも、地域の方々にも学校がなくなることへの理解を重ねてお願いしていかなければならないと思っております。

河野委員)

修道・津浪も諸手をあげて加計に来るわけではなく、みな苦渋の決断をしてくださっ

ているわけです。でも話し合いを重ねて、前向きになってくださっている。しかし、西部地区は最初から、駄目の一本で、話にいつてもうけてもらえない状況でした。何人かの人に引っ張られてここまできている感じもします。その辺りがなんとかならないかと思いますが。

町長)

冒頭申しましたように少し状況は変わってきている印象を受けています。確かに強く反対する方もおられるが数は少ない。多くの方は早く子供たちの教育環境を整えてやりたいと思っておられると受け止めています。

河野委員)

見方を変えれば、今回の訴訟を受けてこれまでの経緯が住民の方にも分かってもらえると考えることもできます。

池野委員)

関連して、町からの情報提供を広報誌やHPなどでしたほうがよいと思います。今まではお知らせが中心で町の状況がよく分からないというものだったと思います。いろいろなチャンネルを通して住民に新しい情報を提供していくことは必要だと思います。

河野委員)

一般の方へもしっかり話ができるのではないのでしょうか。無関心の方も結構おられると思います。具体的なものを出してもよいのではないのでしょうか。

学校教育課長)

10月には町の広報誌で東部地区の情報提供をしましたが、11月予定の西部地区については現在まだ原稿になっていないというところではあります。裁判との関係もあつどの程度情報が出せるかは担当する弁護士と相談の上、検討する必要があります。

町長)

さらに今後、協議していただき、教育委員会としての結論を出していただければと思います。子供たちの未来を第一に考えていただき今後もよろしく願いいたします。これで平成27年度第2回の総合教育会議を終了させていただきたいと思つ

(午後3時55分閉会)